

「バリケードの日」事件以降のGuillaume Du Vair : そのポリティック思想の形成

羽賀, 賢二

九州大学大学院言語文化研究院言語環境学部門 : 教授 : フランス語史、フランス文学、フランス思想

<https://doi.org/10.15017/13963>

出版情報 : 言語文化論究. 24, pp.1-17, 2009-02-28. 九州大学大学院言語文化研究院
バージョン :
権利関係 :



「バリケードの日」事件以降の Guillaume Du Vair

——そのポリティック思想の形成——

羽 賀 賢 二

本論文は、16世紀から17世紀にかけて、フランスの司法官僚として、また新ストア主義思想家として活躍した Guillaume Du Vair (1556年3月7日－1621年8月3日) の、1588年5月の「バリケードの日」事件以降の政治的活動と思想の変遷を、主として彼の高等法院における演説を手がかりにして論ずるものである。

Du Vair の演説はその著作集^(註1)に Actions & Traitez oratoires として収められており、ここで扱うのは次のものである。

(1) Apres les barricades sur ce que l'on proposa au Parlement de la part de la ville, de s'unir avec le peuple, & adviser au bien public & de l'Estat. 「民衆と連携し、社会と国家の利益を考慮すべしという、バリケード事件後に市側から高等法院に対してなされた申し入れについて」(1588年と推定される)

(以後『バリケード事件後の演説』と略す。)

(2) Apres l'emprisonnement du Parlement l'on proposa à Messieurs qui estoient prisonniers qu'ils fissent delivrer les Princes & autres deputez que le Roy tenoit, & on les delivrereroit ... 「高等法院の捕囚後、投獄された方々に対して、「国王陛下に捕らえられている王族と代議士を釈放させるよう諸君らは運動すべし、さすれば諸君らも釈放されるべし」との通告を受けた。[...]」

(以後『捕虜交換交渉演説』と略す。)

(3) Le cinquiesme Aout 1589. sur la proposition faite par les gens du Roy, de faire deffence à toutes les personnes de faire assemblées, & d'attenter aux personnes & biens des bourgeois, ni faire aucunes levées de deniers que selon les formes accoustumées. 「1589年8月5日、国王の臣下による、集会の禁止、市民の身体と財産の侵害の禁止、ならびに慣例に従わない徴税の禁止令について」

(以後『集会禁止・違法徴税反対演説』と略す。)

(4) A la ville de Paris le Fevrier 1590. sur la levée des deniers demandée, & proposition d'y faire entrer une garnison d'estrangers. 「パリ市において、1590年2月、徴税要求と、市中に外国軍を駐屯させるべしとの提案について」

(以後『徴税・外国軍駐屯問題演説』と略す。)

1. 『バリケード事件後の演説』(1588年5月12日以降)

(1) 背景: 「バリケードの日」事件とパリ高等法院^(注2)

「バリケードの日」事件というのは、1588年5月12日から13日にかけて、パリの市民たちがバリケードを築いて国王 Henri III 世に反旗を翻した事件を指す。すでに数年前からパリ市民の国王 Henri III 世の施政に対する不平不満が蓄積しており、前年夏の物価高が状況を更に悪化させていた。国王による課税は市民にとって耐えがたいものになっていた。これに加えて、断固たる異端対策を望むカトリック急進派(リーグ派)は、国王の煮え切らない態度を苦々しく思い、Guisé 公 Henri de Lorraine (1550-1588) に望みをつないでいた。また、Guisé 公の妹 Montpensier 公爵夫人 (Catherine-Marie de Lorraine, 1552-1596) は、パリで盛んに反国王の雰囲気醸成をしていた。国王 Henri III 世にとって好ましくない雰囲気に満ちた首都に、地方で戦功を挙げた Guisé 公が凱旋してきた。国王は Guisé 公のパリ入市を禁じようとしたが成功せず、公は5月9日にパリに入った(これには母后 Catherine de Médicis の工作もあったとされる)。これを脅威と感じた Henri III 世は、5月12日早朝、スイス兵部隊に市外区 faubourgs への駐屯を命じ、フランス衛兵部隊にはパリに進入して戦略地点を占領するよう命じた。

国王のこの措置はパリ市民との対立を修復不能のものとした。市の同意なしに軍隊を市中に入れないというパリ市の特権がこれによって侵害されたとみなしたパリ市民は、国王の暴挙に激しく反発した。すぐに Maubert 広場から蜂起が始まり、左岸全体に広がった。国王軍の動きを阻止するために各地にバリケードが構築された(これが、以後恒例となるパリのバリケード封鎖の嚆矢とされる)。国王軍部隊とパリ市側の義勇軍との間で小競り合いが起きた。流血を望まない国王は自軍に撤退を命じ、Guisé 公には市民の鎮撫を求めた。公はこれを容れたが、事態はすでに公の統制能力を超えていた。5月13日、Henri III 世は Neuve 門を通過してパリを脱出し、Chartres に移った。以後国王がパリに帰ることはない。なお、国王はこのパリ脱出をある程度まで覚悟し、その対策を講じていたとされる。かなりの数の重臣たちが国王に従って Chartres に移動した。

高等法院の司法官たちは、この「バリケードの日」事件をどのような目で見、どう対応したか概観しておこう^(注3)。高等法院は事件直後の5月14日に会議を開き対策を練るが、意見の一致をみるに至らなかった。彼らは、一方では、絶対主義的施策を次々に打ち出す Henri III 世とその側近は、名誉と伝統を有する高等法院の権威と権限を蚕食しているとして不満を募らせていた。法案の登録を拒否する権限は、数年来の強制登録や親裁座^(注4)の増加によって、弱体化の一途をたどっていた。しかし他方では、高等法院は伝統と権威を代表している以上、神に由来する王権を否定することはできなかった。たとえ高等法院がゲルマン古制の curia regis に由来するものであり、国王がこれを恣意的に改廃できるものでないとしても、原理的に王権なしには存在し得ないものであったからである。

高等法院のこの二面性のゆえに、その関係者たちのこの事件に対する反応が区々として一定しなかったのは、ある意味で当然であった。Harlay (Achille de, 1536-1616) などの保守派、Brisson (Barnabé, 1531-1591) などのリーグ派、その他日和見派などに分かれていた。このため、いたずらに時間だけが経ち、実効的結論を出すことができなかった。ようやく国王への献身と忠誠を誓うための代表団を Chartres の国王の許に派遣することが決まったが、その人選を巡って揉め、Brisard 他5名がようやく任命され、Chartres に向けて出発した。

パリは二重政府のような状態に陥っており、国王もパリ市(リーグ派)側も、高等法院を自分の

側に引き入れようとしていた。パリ市側からは高等法院に対して共同歩調をとるよう申し入れがあった。国王の方では、後に、高等法院に対してパリを離れるよう命じることになる。以下に検討する Du Vair の『バリケードの日事件後の演説』は、その題名と内容が示す通り、パリ市から高等法院への上記の申し入れに関する審議における演説である。なお、これが Du Vair の高等法院での最初の演説である。

(2) 『バリケード事件後の演説』の中の現状認識

Du Vair の演説の中には、たとえば次の『捕虜交換交渉演説』のように、国王に向けた請願の形式をとったものもあるが、この演説は高等法院において同僚の司法官たちに自分の意見を表明するという形式のものである。この中で、演説者 Du Vair は、パリのこの混乱は前代未聞であり、高等法院の対処能力をすでに超えているとする。

我々の前には逼迫した災厄があります。もしその動きを止めなければ [...] 我々は直ちに、これまで世界のどの王国も陥ったことのない最悪の悲惨な状態に陥ってしまうでしょう。^(注5)

このような状態に立ち至った原因は、第一に、高等法院の権威が貶められたことにあるとする。その原因を作ったのは国王 Henri III 世の寵臣による側近政治であるが、すでに高等法院は自立能力を失っている。

絶対的な統治を欲した人たちの策略と暴挙のために、また混乱の時代ゆえの便宜・便法のために、この高等法院が古より守り伝えてきた権威はひどく損なわれ、全く消滅し、我々にはその空虚な影しか残っていません。^(注6)

この病苦を治癒する力がこの団体（＝高等法院）にあるというのは、我々に対する追従であり、我々を欺くものです。私は、この病苦を治療できるという人たちの心意気はかいますが、彼らの口にしていう方法は理解できません。^(注7)

それではどんな対策が残っているかといえば、「三部会」を開催して広く国民各層の意見を徴する以外にないとする。

我々が三部会と呼ぶ集会の意見を聞く必要があるのです。そこでこそ、人びとは信仰を維持するための手段を発見するでしょうし、そこでこそ、王国の継続が保証されるでしょう。そこでこそ、高位の方々の対立が調停されるでしょうし、フランスに安息が齎されるでしょう。そして、そこでこそ、全員の同意を得て、決定されたことを実行する手段が提供されるでしょう。^(注8)

Henri III 世も三部会の開催に反対しないことを表明した^(注9)。それゆえ、三部会召集こそもっとも現実的方法であると Du Vair は主張する。この三部会はこの年の12月に Blois に召集されるが、そこで Henri III 世は Guise 公暗殺という強硬手段に出ることになる。

(3) 『バリケード事件後の演説』の政体論

Du Vair は、高等法院が王権をある程度制御すべしという制限王政論的理念を抱いていた。この演説でもかなり婉曲な形であるがそれが表明されている。

国家や君主国は神の御業であり、国王とは神が国家のその地位に特別の絆で就けられた神の似姿なのです。国王をその地位から除こうとすれば国家自体が砕け散ってしまいます。真の有効な統一は国王においてなされるべきであって、他の者は全員、神の栄光と神への奉仕の許す限り、尊崇と服従という絆によって国王に結びつかねばなりません。国王は我々にとって幹であり、王族は枝であり、民衆は葉なのです。幹が枝を誇りに思い、枝と葉が幹から活力と生気を吸い上げるために、我々は可能な限りこの統一を希求し、尊重しなければなりません。^(注10)

この観点に立つとき、自分の国民に裏切られた国王の怒りは「正当 *juste*」である。しかし、神意に基づくとされる国王の権力も無条件ではない。高等法院の輔弼がそこには必要なのである。とりわけ国家が混乱の中にあるときには、高等法院の果たすべき役割があるのだと Du Vair は強調する。今回の状況に即していえば、カトリック陣営が国王派と「旧教同盟」（リーグ）派に分裂していることは、真の敵である異端（ユグノー）派を利するだけであるから、小異を捨てて大同につくべきであり、高等法院はそのために仲介の労をとるべきだし、またその権限もあれば前例もある。

この団体（＝高等法院）こそ、公の事柄について民衆の安息を願い、君主の権威（公共の福祉はこれに依存します）の維持を願っているのですから、適任であると私は信じます。^(注11)

我々（＝高等法院）は国王への強い奉仕義務を負っていますが、同時に、我々の市と市民への自然の情愛も持っていますから、我々の行う仲介行為は、あらゆる点から見て、事態を好転させるでしょう。^(注12)

高等法院による仲介は国王もこれを承認するはずである。

我々（＝高等法院）が民衆のために国王陛下に対して行なうであろう仲介は [...] 実現が困難な多くの他の手段よりも国王陛下を安心させると私は思います。この団体（＝高等法院）がこの種の任務に関わるのを異とする人がいるかもしれません。しかし、それは理由のないことではないし、先例もあるのです。判決を下すという本来の任務から離れて、この王国の王族たちの間に安息を齎すべく懸命に努力したのは、今回が初めてではないのです。我々の記録には実例が沢山あります。その中には1405年に Orléans 家と Bourgogne 家との間に結ばれた協定もあります。^(注13)

ひっそりと挿入された次の一節に Du Vair の真意が垣間見える。

また、先例がないとしても、その明らかな有効性と逼迫した必要性だけでも、我々がこの任務を果たす理由として十分でしょう。国家の救済のためであれば、変えることが許されないほどに神聖な法律も権威も存在しないのですから。^(注14)

(4) 民衆観

「旧教同盟」（リーグ）派といっても決して一枚岩ではなかった。Guisé 公が1576年に「旧教同盟」を結成する以前から、各地にはその母体となった小組織があった。同盟の構成員についても、Guisé 公などの王族、貴族層の思惑には、国政への参加や国王との政治的駆け引きが含まれていたのに対して、中下層の市民や聖職者たちは宗教的感情からの参加者が多かった。Du Vair はリーグ派のうちの「民衆」派については、これを基本的に凶暴で危険な存在とみなし、警戒を怠らない。

すっかり絶望し、激昂した民衆を想像しましょう。彼らは収入も年金も農地もなくし、商売道具も手仕事の

手間賃も失い、要するに生活の糧を全て失い、秩序のない兵火の中に暮らしていますから、目の前に現われる人間には狂犬のように襲いかかり、逃げる者は追いかけて、喧嘩相手がなくなれば自分の頭を壁に打ちつけ、自分を傷つけてしまうのです。^(注15)

この民衆は国王の怒りを買ったことで、その復讐を恐れている。「正当な怒り」を抱いてパリを離れた国王 Henri III 世と、生活苦と絶望感からいわば「手負いの」状態にある民衆との対立という図式を Du Vair はみている。実際には、「バリケードの日」の蜂起に参加したのは市民層だけでは決してなかった。頭領として担がれた Guise 公は措くとしても、かなりの数の高等法院関係者（判事など）が自発的に参加していた。たとえば検事総長 Jacques de La Guesle は甲冑に身を固めてバリケード構築に参加した。宗教戦争時代のパリについて興味あふれる記録を残した Pierre de L'Estoile^(注16) は、「裁判長や判事たちも槍を手にして参加した」と証言している。すでに述べたように Brisson 裁判長はリーグ急進派に同情的である。Du Vair にしても、上の引用文をみれば、民衆の生活に対するある程度は同情を持っていたであろうが、それがリーグ派の主張への賛同に直結してはいない。

(5) 高等法院のとりべき道：国王の許への合同

結局、高等法院のとりべき道は、カトリック陣営の和解を達成するために、国王とリーグ派との仲介の労をとることである。具体的には、国王の許にできるだけ早く高等法院の使節団を派遣し、三部会の開催を実現すること以外にはない。

国王の許へ赴き、ご自身の民を慈しみくださるよう、過去のことを水に流してくださるよう、社会に安寧を与えてくださるよう請願すべきなのであり、そのための代表団の派遣には、我々が国王の不運に乗じているとかその逆境を嘲っているとか疑われるような、ほかのことがらを混入すべきではないのです。^(注17)

Du Vair のこの演説（これが実際に行われたものか、あるいは実際の演説と著作集に収められたものがどの程度一致しているかという問題は残るが、ここではそれは問わず、このテキストを前提に論じる）に関連して何点か指摘しておきたい。

一つは、この演説には国際的視点からの分析、意見表明が欠けていることである。パリにおけるリーグ派の蜂起については、スペイン国王 Philippe II 世の思惑と工作があったし、Du Vair がそれを知らぬはずはなかったが、それにはまったく触れていない。スペインに関する言及がないことは彼の後の演説と大きく異なる点である。

もう一つ、話は脇にそれるが、「バリケードの日」事件の評価について、Arlette JOUANNA が興味深い指摘をしているので、それを紹介しておきたい。それは、絶対王政の理論家として知られる同時代人 Jean BODIN が、このクーデター事件を肯定的に評価していたというものである。

Jean Bodin は、1589年5月末に書かれた（おそらく Brisson に宛てた）手紙の中で、「バリケードの幸多き日々」を称え、それは「急流のごとくこの都市の大きなゴミを押し流し、宮廷の盗人ども、虫けらのごとき廷臣どもを追い出した」と述べている。この蜂起は社会の救済 salut public の名によるもので、「国家に関する重大な不法行為」を犯した国王に向けられたものであるから、正当であり、「普遍性のある反抗は反抗とは呼ぶべきでない」。^(注18)

2. 『捕虜交換交渉演説』(1590年1月16日以降)

この演説原稿に付された前文は次の通りである。

高等法院の捕囚の後、投獄された方々は、「国王陛下に捕らえられている王族と議員の釈放のために運動すべし、さすれば諸兄も釈放さるべし」との通告を受けた。そこでこの方々は、私に、陛下の許に赴き、請願を提出する使者になるよう指名した。私はこの方々に代って、陛下に以下に示す言葉で請願を提出すべく準備していた。ところが、私が馬上の人となろうとした時、私の派遣は何人かの策謀によって妨げられた。この連中は、投獄された方々の地位を狙っており、その釈放を恐れていたのだ。^(註19)

(1) 背景

上記の前文で状況はある程度明らかであるが、もう少し詳しく見ておこう。「バリケードの日」事件以後、パリ市はリーグ派のなかでも急進派の「十六地区総代会」les Seizeの手中に落ちた。すでに述べたように、高等法院の多数派は国王とリーグ派との調停を試みて、1588年5月15日に代表団を当時 Chartres にあった Henri III 世の許に派遣した。国王は6月に入って Rouen に移り、ここで「統一王令 l'édit d'Union」(7月11日)を発し、表面上はリーグ派に歩み寄る姿勢を見せた。しかし国王の遺恨は深く、この王令による妥協は見せかけであり、Henri III 世は復讐の念に燃えていた。Brisson を代表とする高等法院使節団は国王にパリ帰還を懇願するが、国王はこれを拒否した。9月、国王は政府を更迭し、高等法院の希望であった妥協の余地がないことを示した。

対立解消の見込みがないことが明らかになると、両陣営とも活動を再開した。リーグ派、とりわけ les Seize は、近く開催が予定されている三部会で多数を制することを目指し運動を強化する。実際、三つの身分の全てをリーグ派が握った^(註20)。こうした中、1588年10月16日に Blois において全国三部会が開催された。多数を制したリーグ派の勢いは強く、劣勢に置かれた国王はついに非常手段に訴えた。12月23日、Guise 公 Henri が、翌24日にはその弟 Guise 枢機卿 Louis があい継いで殺害された。L'Estoile によれば、Guise 公は国王の呼び出しに応じて参内したところを、壁掛けの陰に潜んでいた十数名の「45人隊 les Quarante-Cinq」隊士に殺害され、「神よ、私は死にます。私をお憐れみ下さい。私の罪がことの原因です」との末期の言葉を吐いて死んだという。国王は、「パリの美男王」と名づけた男の死体に向かい、「何と偉そうな！生きてるときより死んでからの方がずっと偉そうだ！」と言ったという^(註21)。同時に拘束された Guise 枢機卿は、聖職者ゆえに助命嘆願が出されたが、国王は「兄よりもけしからぬ危険人物」として翌日殺害を命じた。リーグ派に批判的な L'Estoile は「ここにロレーヌ一門のニムロデ（バビロニアの建国者）の世は終わりをつげた」と皮肉を込めて評している^(註22)。

Guise 兄弟の殺害と平行して、リーグ派の主要人物、兄弟の母 la Dame de Nemours、Guise 公の息子 Joinville 親王などの貴族、Lyon 大司教などの聖職者、第三身分の議員として参加していた大物たちが逮捕あるいは監禁された。

Guise 公と Guise 枢機卿暗殺の知らせはパリを大きな混乱に投げ込んだ。国王が反撃に出て、大規模な粛清が行われるとの噂が広まった。リーグ派は、殺害された Guise 公の弟で Guise 枢機卿の兄に当たる Mayenne 公 Charles de Lorraine (1554-1611) をリーグの盟主に立て、報復を叫ぶ。Radouant は、この時点で高等法院が市政の主導権を握る可能性があったろうとする^(註23)が、結局はリーグ急進派の les Seize が主導権を握った。これによりパリ市の国王と王政府への対決姿勢は強化され、一種の革命的状況が現出する。国際的な反響も大きく、ローマ教皇シクストゥス V 世

は Henri III 世の破門をにおわせる^(注24)。スペイン国王はリーグ派への援軍派遣を決める。

事態がここまで進展した時、高等法院関係者の間で立場の違いがようやくはっきりしてきた。Guise 公殺害の一報が入ると、パリでは最高諸法院の院長と市の名士からなる会議が開催され、(1) パリの防衛、(2) 投獄された Bourbon 枢機卿に代るパリ地方総督の指名、の2点について協議した。これに対して、高等法院関係者の中でも Harlay 等の硬骨漢はこの扇動的動きに反対した。一方リーグ派は Aumale 公 (Charles de Lorraine, 1556–1631) をパリ地方総督に推薦した。Aumale 公は Lorraine 一門で、殺害された Guise 公の従弟に当り、早くからリーグ派に属し、「バリケードの日」事件以前にすでに Picardie で公然と Henri III 世に反旗を翻していた。高等法院関係者の中にはまだ態度を決めかねている者もいたが、全体として二極化傾向がはっきりしてくる。

この時点では、国王側もリーグ派も、高等法院に一定の役割を期待していたため、高等法院は板ばさみの状態に陥る。リーグ派は、Aumale 公邸で開いた会議で、国王が捕らえた者たちの釈放要求を決定する。使者に指名された Pierre Le Maistre が Blois に赴くが、国王はリーグ派の要求をにべもなく拒否し、かえって厳しい条件 (Guise 兄弟殺害を正当と認めること、パリ市民が国王に謝罪することなど) を押しつける。このままでは形勢不利と見たリーグ派は、1589年1月16日に一種のクーデタに打って出た。すなわち、同日、Les Seize の Bussy-Leclerc が武装して高等法院を襲い、リーグ派への加担を鮮明にする請願書を採択せよと迫った。しかし、Harlay を初めとして一人もこれに署名しなかった。そこでリーグ派は Harlay 等を逮捕し、Brisson をその代わりに立て、いわはリーグ派高等法院の設置を企てた。これが Du Vair の演説にある「高等法院の捕囚」である。L'Estoile はこの事件について次のように証言している。

1月16日月曜日、Jean Bussy-Leclerc (最近まで高等法院の検事で、当時は地区の小区長で Bastille 監督) が武装した25名～30名のならず者を引き連れて高等法院 (ここでは、どんなに身分の高い者も、司法への敬意から、武器を入口で預けることになっていた) に押し込み、リストを片手に、誰と誰と名指しで、市庁舎まで同行せよと大声で呼ばわった。院長初め何人かの人たちが、いったい誰の命令だ、また何の権限があつてこのような不法行為をするのだと問うたが、黙って従わないと部下が何をするかわからぬぞと脅された。それで院長、Potier 裁判長、De Thou 裁判長などが彼の後に従った。院長たちの後には、50名から60名の判事たちが自発的についていった。朝10時頃、一行が Grève 広場について市庁舎に入ろうとすると、Bussy-Leclerc はそれをさえぎり、そのまま Bastille まで連行した。こうして Bussy-Leclerc はフランス高等法院の喉元に刃を突きつけて、これを Bastille に押し込めた。ある人たちは長期間、ある人たちは短期間、各自の資力 (身代金) に応じて出る時まで、過酷な目にあった。[...] Bussy-Leclerc とその同類たちは、武器を手し、市内の裕福な家を荒らしまわり、金品を奪った。^(注25)

この翌日からパリ高等法院は Brisson を初めとする les Seize 派の掌握するところとなり、反 Henri III 世的判決を矢継ぎ早に発する。Du Vair は Bastille に連行はされなかった。この時点ではまだリーグ急進派から危険視される存在ではなかったからである。(後にはそのブラックリストに載せられることになる)。そうこうしている間に、リーグ派首脳から、Bastille に捕らえている反リーグ派高等法院関係者と、Blois で国王の捕虜となっているリーグ派とを交換する案が出て、その交渉を、残っている高等法院関係者にさせることになった。その交渉役に選ばれたのが Du Vair であった。なぜここで Du Vair が選ばれたかについて、本人はなにも証言していない。当時33歳の Du Vair にとっては大役であった。おそらくは、パリ高等法院の主要人物の多くが Bastille に投獄されているし、明らかなリーグ派では国王が受け入れるはずもなかったために、「無難

な人物として」選ばれたというのが当たっているであろう。Radouant は「バリケードの日の前後も賢明に節度を保ち、リーグ派と妥協せず、しかしリーグ派との接点はもっていたため」^(注26) としている。

(2)『捕虜交換交渉演説』の特徴

Du Vair は、Henri III 世の寵臣による側近政治が高等法院の伝統的権威を篡奪していることに對する反感から、従来より Guise 公に親近感、期待感をもっていた。しかしながら、国王自身に對する忠誠心は終身変わらなかった。まだ Guise 公が暗殺される前に、パリの Maubert 街で開かれたリーグ派の會議において、彼は「信仰の保全に努めるのは当然であるが、国王に戦いを仕掛けるなどは許されない」と明言し、Guise 公は大いに驚いたという証言が残っている^(注27)。結論を先にいえば、「高等法院捕囚事件」によって Du Vair のリーグ派に對する態度が大きく変わった、あるいはこれ以降変わらぬ政治的姿勢がここで固まった、といてよい。高等法院は国王の許に結集してまず国内の統一を達成し、外部勢力（スペインやローマ教皇庁）の圧力をはね返すべしとする、いわゆる「ポリティック派」の立場を鮮明にするのである。

現在の状況下において、国内的統一を達成するには、まず国王がその「寛仁の徳」を示して譲歩し、臣下と国民に過去の罪を許すように請願する。国王に對する請願の形をとったこの演説の中で、彼は、なによりも Bastille に投獄された高等法院関係者の釈放を第一義として、リーグ派の要求にある程度まで譲歩するよう国王に請願する。

陛下、私は陛下の卑しくまた忠実な下僕にして官僚である方々の書簡を陛下に提出いたしました、この方々の境遇は、神の思召により、激変いたしました。穏やかで心地よい陽光の下で陛下の御前に伺候していたこの方々が、暗く狭い獄舎に繋がれておられます。^(注28)

陛下が、このことをよくお考え下さり、陛下の御事業を損なうことなしに、この方々の釈放が la Ligue の提示した条件と釣り合うと判断され、更にその釈放が陛下の国家の平安の保証かつ端緒として役立つとご判断下されることを、この方々はもとより、その妻子までが、陛下に伏してお願いしております。陛下が仕えておられる神の御名にかけて、陛下の御身に備わっている善意により、またこの方々の陛下への長年にわたる忠勤に免じて、彼らの苦しみと悲運、その涙と絶え間ない呻きを哀れと思召して、彼らを自由の身に返し、妻子の許へ、家庭へと帰ることができ、彼らの極めて卑しくも忠実な任務を全うさせていただきますよう、お願い申し上げます。^(注29)

国王の寛仁を求めるために、パリの反乱は意図的に計画されたものでなく、国王の怒りをかうのではないかと恐怖心から突発的に発生したものとする。加えて、国王の側にも手続き上の不手際があったと指摘する。この一節は、リーグ派弁護と解釈できなくもないが、Du Vair の真意はそこにはなく、国王に忠実な高等法院の司法官たちが、いかに劣悪な待遇を受けているか、それを救うためにはとりあえず国王の側で妥協の姿勢を見せてくれるしかないとの主張にある。そして、国王の歩み寄りがあれば、内乱の終結に結びつくだろうとの期待がある。

陛下、かの地において起きた出来事（Guise 兄弟の殺害）の知らせがパリに届いたクリスマスの日以来、陛下の都市（パリ）の権力と統治を手中にした人たちの心は、大きな疑念と自分の身の安全に関する極度の絶望に打ちひしがれたのです。彼らは、まるで伝染病のように、民衆の大部分を引き寄せ、そしてこの大部分

が残りを引きずったのです。彼らの間で主張され、声高に口にされた主たる不平は、自分の市および他の地方の議員が投獄、拘留されたことでした。この者たちを逮捕されたのは陛下ですから、彼らは、自分たちは信仰を守るために結集したのに有罪とされてしまったと考え、それで不安に駆られて5月12日「バリケードの日」に武装して歯向かったのが全員大逆罪にあたと判断されたと考えたのです。^(注30)

彼ら（リーグ派）が申し立てている主な理由は次の通りです：

- ・陛下は『統一王令』（1588年7月21日）によって5月12日までの全ての出来事を不問とされた。
- ・その後、陛下は三部会を招集された。
- ・王国の諸地方が三部会に代表を送った。
- ・この代表およびその他すべての出席者は、王令の誓約によっても三部会に固有の自由によっても、不可侵でなければならない。
- ・しかるに、この代表や何名かの王族や貴族の方々が逮捕された。
- ・人びとは、特任判事により、陛下の王令によって廃された事柄に関して訴えを起こすことに決めた。

全住民を代表する代表を派遣した各地方は、彼らの代表が熱情に駆られて行った行為が罪に問われたと判断しましたから、代表の身に生じたことは自分たちの身に起きたことと同然とみなし、身体之最も尊く主要な部分が受ける痛みを全身が感じ苦しむのと同様に、その痛みに同情し、自分たち一人一人がこの過ち（陛下がそれを過ちと判断されるとしての話ですが）に責任があると感じ、陛下の御稜威の下に留まるなら、自分たちの代表が受けた仕打ちより良い扱いは望み得ないだろうし、運命が助けてくれなければ、同じ危険を免れないだろうと考えているのです。^(注31)

その希望とは、この最初の協定が、すべての善良な人びとの強く望んでいるいっそう幸福な出口、すなわち陛下の臣民の和解、につながるかもしれないと告げられたのです。そして、今日、彼らが陛下に提出している願いを照明するであろう陛下の寛仁の最初の光は、あたかも、嵐の最中に現れて船乗りを風を約束するというあの聖エルモの火となるでしょう。^(注32)

もし陛下が捕虜を釈放してくださるなら、陛下の臣民は全員自分も解放されたと考えるでしょうし、捕虜の釈放は、臣民の正気を失わせた恐怖心を払拭するでしょう。また、精神の落ち着きを取り戻せば、陛下への服従と名誉をすぐに回復するでしょう。教会もキリスト教圏の君主たちも、陛下が捕虜を釈放されたことを知れば、陛下の御前で臣民の権利、三部会の自由、社会の信仰が破られたという、外部から吹き込まれた見解を、直ちに捨ててでしょう。^(注33)

君主の「寛仁の徳」に関する次の一節は、半世紀の後に Pierre Corneille が *Cinna* の中で皇帝アウグストゥスに吐かせることになる台詞を髣髴とさせる。

陛下、君主が臣下に対してなす復讐として、受けた侮辱を無視すること以上に確かでふさわしいものがありますか。こうして、陛下の王国の混乱を寛仁と慈悲を以て治められるなら、陛下は計り知れぬ称賛を受けられ、単なる国王としてでなく、その御心においては権威より人間性が勝り、権力より善意が勝っている、全臣民の共通の父という名声を得られるでしょう。陛下、かの偉大なアウグストゥスの全ての勝ち戦さも、彼が当時足下に有していた二十三軍の軍隊も、その国家を保証しなかったし、皇帝を安息させもしなかったのです。ところが、コルネリウス・キンナに対して彼が示した優しさと慈悲の後では、進んで彼に服従しない臣下は誰一人としていなくなりました。それほどに、寛仁の徳は、それを受けた者に喜ばれるだけでなく、その話を聞いた者全員を感動させたからです。^(注34)

『捕虜交換交渉演説』は、そこに表明されている内容からみると、Du Vair の政治的態度が1589年1月16日の「高等法院の捕囚事件」を契機としてはっきりと転換したことを示したものである。演説としても、前の『バリケード事件後の演説』と比較すると、演説家、雄弁家としての一段の進

歩が認められる。すなわち、「国王の許への国民の統一」というテーマの明確さ、「君主の寛仁」に訴えるという構成、それを力強く訴える直截的言辞など、この時点で彼が高等法院を代表する演説家であったことを十分に示している。

3. 『集会禁止・違法徴税反対演説』（1589年8月5日）

（1）背景：Henri III 世暗殺とその直後のパリ

1589年に入って、リーグ派に握られたパリ市と国王との対立は、和解不可能な段階に進んだ。L'Estoile によれば、2月16日、パリ市庁舎に「旧教同盟」総評議会 conseil général を設置するための総会が開催された。これには、Mayenne 公、Nemours 公、Aumale 公、Chaligny 伯など、当時パリにいたカトリック陣営の王侯や貴族が全員出席した。実際に会議を主催したのは les Seize の Pierre Senault 等であった^(注35)。パリ市ではこの総評議会を形式上の法的根拠として、リーグ派に都合のよい決定が相次ぎ発せられることになる。パリ高等法院でも、その関係者の多くは、Brisson のようにリーグ派の動きに合流するか、少なくともリーグ派の暴力を恐れて表立って反対しない者が多くなった。

Henri III 世は2月に、パリ高等法院を4月15日付けで Tours に移設するという王令を発した（この王令は3月23日の Tours の高等法院で登録された）。高等法院関係者の多くがこの王令に従ってパリを離れたが、Du Vair はこの時パリに残留した。なぜ彼がパリに残ったかについては、いくつかの理由が指摘されているし、Du Vair 自身、後にいろいろ弁解しているが、これについては別に論じる。

Henri III 世は、パリを中心とするリーグ派の動きに対抗するため、4月3日、新教派の頭領である Henri de Navarre（後の Henri IV 世）との間で協定を結び、協力してリーグ派に対抗する姿勢を明確にする。さらに4月30日には、Plessis-lès-Tours において Henri de Navarre と会見し、同盟は強化される。カトリック陣営では、5月26日、教皇シクストゥス V 世が Henri III 世の破門状を渙発する。もはや武力で決着をつける以外に方法はなくなり、国王軍は6月末にパリ西郊の Saint-Cloud に布陣し、パリを包囲した。ところが8月1日、Henri III 世は Saint-Cloud においてドミニコ会修道士 Jacques Clément の兇刃に倒れ、翌日没する。国王死すとの知らせは翌8月2日朝にはパリに届いた^(注36)。

リーグ派が主導権を握るパリではこの知らせは熱狂をもって迎えられた。L'Estoile によれば、この知らせを聞いた女丈夫の Montpensier 公爵夫人は、「あの悪人、背信者、暴君が死んだのですね！ 神よ、感謝いたします！」と叫び、母である Nemours 夫人とともに馬車に乗って市中に繰り出し、その後 Cordeliers に行き、祭壇に額づいて祝辞を述べた^(注37)。パリの市内で「笑わない者や、いささかなりとも憂い顔をしている者は、ポリティックで異端者とされた」^(注38)。

Henri III 世は、Valois 王家最後の王位継承者であった王弟 Duc d'Anjou が1584年6月に没し、サリカ法の規定により Bourbon 家の Henri de Navarre が王位継承順位1位となったとき、この日の来るのを予期してか、Henri de Navarre のカトリックへの改宗を条件として、彼を後継に指名していた。Henri de Navarre はこの指名を根拠として、1589年8月4日、新国王即位を宣言するが、カトリック側には穏健派も含めて異教徒の国王を戴くことへの抵抗感が抜き難くあったし、当然リーグ派が承服するはずはなかった。これ以降フランスは、宗教的対立に王位継承をかけた世俗的対立という要素が加わり、混迷の度を強めていく。

(2) 第3の道：ポリティック派

上記の L'Estoile の証言の中にも出てくる「ポリティック」Politique について簡単に触れておきたい。宗教戦争の初期から、Guise 家を核とした「旧教同盟」にもユグノー派にも違和感をもち、これらと距離を置いていた人々が少なくなかった。彼らは、最も重要なのは宗教的対立の解消にあるのではなく、国家的統一の確保であると考えていた。その統一は行政的、法的手段により達成すべきものである。具体的には、宗教上は寛容政策を採りつつ、国王の許に団結すべきと主張する。この立場をとっていた者としては、Vienne 大司教 Charles de Marillac (1510–1560) などの教会人、Arnaud Du Ferrier (1508–1585) などの司法官、Charles IX 世の宰相として寛容政策による国内融和に努めた Michel de L'Hopital (1504–1573) などを挙げることができる。

宗教戦争末期にいたって、ポリティック派の動きがリーグ派と対決することが徐々に明らかになった。「バリケードの日」事件の後、Étienne Pasquier は「我々カトリックの間にリーグ派カトリックとポリティック派カトリックという忌むべき分派がある」と述べている^(注39)。リーグ派から蛇蝎のように嫌われたポリティック派（派といっても、1572年の「聖バルテルミーの日の虐殺」後の一時期を除けば、政治的、軍事的に組織化されていたわけではない）であるが、Henri IV 世による国内統一、その後の Bourbon 王朝の確立に果たしたその役割は非常に大きいものがあつた。彼らの思想的特長は、宗教の上では融和的、政治的には国王を中心とした官僚（テクノクラート）制国家（Du Vair を含めて多くの者は一種の制限王政を志向していた）、対外的にはガリカニズム^(注40)といつてよい。

「ポリティック」の語は蔑称であつたから、Du Vair はもとより「ポリティック」を自称していたのではない。しかしリーグ派は徐々に彼に「ポリティック」を疑い、数年後には「ブラックリスト」の上位に載せることになる。ともあれ Henri III 世の暗殺後、Du Vair の考えと行動は「ポリティック的」様相を強めていく。

(3) 『集会禁止・違法徴税反対演説』にみるパリの状況

国王が殺害され、正統な後継者が見当たらないという異例な状況を目の当たりにして、各陣営の混迷は区々であつた。王党派は Henri III 世の生前の意志を尊重して Henri de Navarre につく可否かの選択を迫られた。貴族の中には Henri de Navarre につく者も少なくなかったが、異教徒の国王を戴くことに心理的抵抗を感じる者も多かった。カトリック陣営では、当初から存在した二つの傾向、すなわち盟主 Mayenne 公をはじめとする王侯、貴族層から構成される上層穏健派と、les Seize に主導される中下層急進派の対立が漸く表面化してきた。穏健派にとっては、誰からも異議の立てようのない後継国王がいないことは、自分たちが正統王政府の構成する可能性を与えるものと考えたからである。これに対して、主として民衆層（第三身分）からなる les Seize が主導権を握るパリ市臨時政府は、今の状況を維持する必要があつた。両派とも高等法院を味方に引き入れるべく働きかけを強める。市民も高等法院関係者も両派に分裂し、混乱は収まる様子がない。

我々は、市民の間で2つの党派が形成されたことを自分の眼で目撃しましたし、それぞれの人たちが戸口から戸口へ、家から家へと、自分たちの党派に入るよう勧誘に歩いているのを知っています。^(注41)

Du Vair は、高等法院は、このような状況において、洞ヶ峠を決め込んで自分の特権を守ることにのみ汲々とすべきではなく、市の平和を第一義として、決然と行動に移るべきだと主張する。

国土全体にわたる平和は達せられていないとはいえ、我々の間では、我々の市の城壁内部では、平和である必要がありますし、我々の間では協和の心で一致していることが必要です。これまで蔓延していたゆすりたかりや暴力が今後も続くなら、この市は暴動と騒乱に満ちた略奪の町と化し、遂には自壊に至りましょう。^(注42)

もし我々が、社会の崩壊の中に身をおきながら自分の個人的危機は回避できると考えているのであれば、我々の抱えている危機感は甘いといわざるを得ないでしょう。個人の危険は社会の救済によってしか回避できませんし、それには必ず幾ばくかの個人の危険を伴うのです。[...] ですから、我々も自分たちにできることを勇気を奮って実行しましょう。我々の勧告に正義（司法）と信仰心が伴えば、事態にも幸運が伴うことでしょう。事態が我々の望むように運ばなかったとしても、我々の声と言葉は、我々が祖国と我々の良心に勇気と忠誠を尽くしたという証言として、この場所に残ることでしょう。^(注43)

次いでリーグ急進派に対する反感が隠すことなく表明される。「リーグ派評議会」は確かに一定の手続きを踏んで創設されたものだが、その後次々に開催される会議は、伝統ある高等法院の権限を篡奪する違法集会に他ならない。

百歩譲ってこのような集会が必要だったとしても、公的な場所で正式に召集し、正式手続きに則って行なわれるべきであったし、[...] 委員が誰であるか万人に知らしめるべきだったのです。しかるにどうでしょう。それに出席したのは誰も知らないような連中でした。彼らは悪事を働く可能性はあっても、道理を通す力などは皆無で、悪党の巣窟に潜み、感じられはするが目には見えない風が波を立て嵐を起こすように、騒動を起こし、その後いずこへともなく逃げ去るような連中なのです。^(注44)

パリ市内では、この種の「連中」が、国王不在を奇貨として、私的集会を開いて恣意的に公的決定を下し、戦闘に備えて違法徴税を実施している、と断言してはばからない。

規則に則ることなく、市当局の同意もなしに、勝手な徴税が行なわれました。今統治している者たちは、自分たちが市民から権限を委ねられていること、市民は彼らに法と慣習的秩序に従うことを条件として統治する権限を委ねたに過ぎないこと、市民からその財産を勝手に奪う権限などは与えていないことを、知るべきです。我々の法も、特権も、この市においては、街区の権限のある会議の同意なしには、徴税を許してはいけません。我々（＝高等法院）が違法な徴税を禁ずるのは、我々にふさわしいことなのです。我々は、困窮に備えて維持すべき多くの資産が失われないよう、市民が不当に課税されることがないように、防衛するつもりですし、この元老院（＝高等法院）の胸中には市民の負担軽減しかないのだということを信じてもらうために、全力を尽くす所存です。^(注45)

この時点で Du Vair は誰を国王に戴くべきと考えていたのでしょうか。彼はそれを明記してはいない。Henri III 世の暗殺後、1589年8月4日に Henri de Navarre が国王就任を宣言したことは既に述べたが、「旧教同盟」はこれに対抗して、翌8月5日、Henri de Navarre の叔父に当たる Bourbon 枢機卿 Charles de Bourbon (1523–1590) を新国王 Charles X 世として擁立した。Du Vair はこれを認めない。次の一節は、彼の心中ではっきりとした形を取りつつあった、Henri de Navarre の改宗による国王就任案を反映している。

危険や混乱が大きいほど、司法官と上長（supérieur）は権威を持つべきですし、怪しげな人間が統治権を篡奪すべきではないからです。人びとが統治権を委ねた首長（chef）は、自分の行なうこと、その際注意すべきことを知っていますが、民衆は思慮を欠き熱狂的行動に身を委ねるものですから。^(注46)

新国王については、この後、スペイン王家の内親王をフランス王族と婚姻させて「共同統治」させるという計画が表面化し、これを反対する勢力の間で Henri de Navarre を改宗させて王位に就けるべしとの声が大きくなり、Du Vair もその運動の一翼を担うことになるのだが、それについては別に論ずる。

4. 『徴税・外国軍駐屯問題演説』

(1) 背景 : les Seize の暴走

Henri III 世の没後、軍事的には Henri de Navarre (Henri IV 世) 軍と Mayenne 公軍が国内各地で衝突するが、前者が徐々に優勢となる。1589年9月20日から21日にかけて Dieppe 近郊の Arques で衝突が起き、10日間の戦闘の結果、Navarre 軍が勝利をおさめた。この勝利によって、Henri de Navarre はパリ進攻を考えた(10月末)。同年11月の万聖節にパリ南郊より攻め上がり、Saint-Germain の鐘楼に登ってパリを睥睨してから、Touraine にいったん引き上げた。パリ市内では、こうした劣勢の中に置かれたリーグ急進派 les Seize の暴走が激化する。

万聖節最後の祝日に、les Seize の樽職人で L'Arondelle 街に住む男が、時計職人 Greban の未亡人に、彼女がユグノーであると信じ込ませて殺した。この殺人は訴追も捜査もされなかった。同じ頃、Emmonot というもう一人の les Seize が、Minterne という善良なカトリック教徒を殺した(彼が Politique だという理由だが、実は身につけていた400 écus を奪うためだった)。Emmenot の仲間たちは St-Germain 郊外区に住む Cabri なる者を Politique だとして捕らえてセーヌ河に連行し、また La Roche という哀れな女もユグノーとして連行した。これらの殺人行為はパリでは罰せられないだけでなく、カトリックへの忠誠心の現われだとして称賛された。^(注47)

les Seize が獅子身中の虫としてとりわけ嫌悪し、警戒もしていたのは「ポリティック」であった。すでに Henri III 世暗殺前の1589年7月に、300名以上が「ポリティック」の嫌疑をかけられて投獄されていた。les Seize のこの疑心暗鬼にはしかし相応の根拠があった。というのは、穏健カトリック派に属する高等法院関係者の中には、Henri de Navarre の改宗を条件として、その下に団結すべしとの声が公然とあがり始めていたからである。

De Villeroy 氏の手稿 *Un avis d'Etat sur les Affaires de ce temps* (Mayenne 公宛) が秘密裡に出版された。この中で、Henri IV 世のカトリック改宗を条件として、Mayenne 公はスペインとでなく、Henri IV 世と交渉すべきだと説いている。これも私の蔵書の中にある。^(注48)

上の L'Estoile の証言にある De Villeroy (Nicolas IV, 1543–1617) は Henri III の重臣であったが、その寵を失った後 Mayenne 公に接近して主要な顧問となり、リーグ穏健派を代表する貴族政治家であった。Villeroy は上記の *Un avis d'Etat* の中で、現状を打開するには次の3方法しかないという誰かが思っていると Mayenne 公に語る。

一つは Navarre 国王と和解すること、二つ目は全カトリック教徒を結集して、Navarre 国王と対決すること、[...] そして三つ目はスペイン国王にすべてを委ね、我々を保護し保障してもらうことです。^(注49)

そして第一の方法について、Henri de Navarre がユグノーである限りは和解の余地はないが；

しかし、もし Navarre 国王が心から「ローマ」教会の懷に復歸することを望み、教皇陛下がそれを受け入れ、フランス王位に就くにふさわしいとされるのであれば [...]、他の道をとるよりは Navarre 国王と和解することが、大衆にとっても Mayenne 公閣下にとっても最良の道と考えます。^(註50)

また、リーグ派の分裂について、les Seize による「ポリティック狩り」について、次のように述べているが、これは既に引用した L'Estoile の証言とほとんど変わらない。

我々の「同盟」は頭から足の先まで裂け目に満ちています。我々の諸都市は不服従、暴力、混乱そして貧困に満ちています。神の嘉し給う、そしてカトリックの特徴であった慈悲や正義は、すっかり消えてしまいました。不協和の乳母である貪欲と妬みが都市を覆い尽くしています。司法官や官職保有者はそこでは貶められて権威を失い、特にこのような暴虐を認めない者たちは、俸給や年金を支払われず、善良な市民や商人は、家族を養うための取引さえ奪われています。職人たちは仕事がほとんどないので仕事をやめざるを得ず、生きるために盗みに走る者さえいます。教会人も苦しいことには変わりはありません。自分たちの教会の費用も、食い扶持さええないのに、他の住民と同じように課税され、労役に駆り出されているのです。^(註51)

もし誰かがこの混乱状態を嘆いたりその犯人を非難したりしようものなら、その者はすぐに異端者、裏切り者と非難されます。彼らはセカトリック、隠れ異端者、あるいはポリティックと呼ばれます。そして裁判にかけられて有罪とされ、有無を言わずに処刑されることも度々です。^(註52)

Du Vair は Villeroy と親交があった。この交友も、les Seize が Du Vair に疑惑の眼を向ける理由であったろうが、それ以上に、この『徴税・外国軍駐屯問題演説』が原因となった。この演説は、Du Vair の方からすればリーグ派に対する決別宣言であり、リーグ派からすれば、それまでまがりなりにも「協力的」とみなしてきた Du Vair を、「要注意人物」であり「危険なポリティック」であるとみなす契機となったのである。

(2)『徴税・外国軍駐屯問題演説』の意味するもの

この演説は1590年2月という日付が付されている。何日なのかについては記述がないが、パリ市庁舎の記録から2月10日ではないかとされている^(註53)。文体、論理構成からみて、これは従来の高等法院における演説と調子が違っており、Radouant は「一般的聴衆に向けた」ものではないかとしている^(註54)。テーマは戦費調達のための徴税と外国軍のパリ市内への駐屯を認めよという、いずれも les Seize からの要望に対して、高等法院として如何に対応すべきかという問題に答えたものである。このうち徴税については絶対反対の立場はとっていないが、富裕層がすでに市外に脱出している以上、現実に無理だとする。

我々がしなければならない防衛には資金が必要であり、それは我々の財布の中から拠出するしかないことは十分にわかっています。なぜなら、地方も非常に困窮していて自分の所要も弁ぜられないほどですから、そこから救援を得る見込みはないからです。ですから我々は自分で血を流す必要があります。病気はすべて、我々の血液がすでにひどく枯渇していることによるのです。それは、一方では、血の流れ出る源で血管が外部から切断されたり閉塞されたりしたからですし、他方では、内部からすでに吸い取られたからでもあります。その上、一番よい血管「それは裕福な家のことですが」は、今では我々の身体の外に出てしまいました。ですから、政治に携わる人々は、賢慮を以て我々の個人資産の余裕と公的必要性を釣合わせ、両方が成り立つように努めるべきだと考えます。何となれば、確かに我々は個人としてひたすら公に尽くすべきですが、公の方では個人を守る義務があるからです。公のためには全個人が破産すべきであり、国家とは個人の破産なしには存続し得ないのだとすれば、誰もわざわざ外に出たりしないで、自宅で破産を待つでしょう。

今日要求されている徴税を緩和するには、2回か3回に分け、たとえば月ごとに集めたらよいと私は考えます。この方法なら、徴税すなわち資金の調達は、一度に大金を集めるのではなく、小分けに集金することになります。これはあたかも、1度で全部抜くならば間違いなく死を招く量の血液も、2回～3回に分けて滴血すれば身体を損なわないのと同様です。^(註55)

これに対して外国軍の市内駐屯問題に対しては断固反対の立場を鮮明にしている。Henri III世が没した後、フランスへの外国勢力の働きかけが強まってきていた。ローマ教皇庁はCajetanus枢機卿(Enrico Caetani, 1550–1599)を教皇特使としてパリに派遣し、枢機卿は1590年1月にパリに到着した。スペインも活発な工作運動をしていた。老獪な外交官Bernardino de Menzozaが1584年以来大使としてパリで活動していたし、スペイン領オランダ総督のParma公Alexandre Farnese(1545–1592)がリーグ派支援のためフランスに進軍するとの声は常にあったから、外国軍のパリ市内への駐屯は切実な問題となっていた。

Du Vairは、外国軍の市内駐屯への反対理由として、第一に、パリ市は、外国軍の市内への侵入は許さないという特権を持っており、この特権に対する侵害行為であること、第二に、市民の負担が大きすぎることを挙げている。実際には、野卑な外国兵が市民に対して乱暴狼藉を働くのではないかという、上流市民層に共通する生理的嫌悪感が拒絶の大きな理由であったようである。

第二の提案は軍隊を市中に宿泊させるというものですが、この方が大きな問題だと思われます。なぜならば、この市はこれまでどんな場合にも市中に軍隊を駐屯させないという特権を維持してきたのですから、今これを破ることは、人々に大きな不満を生むことでしょう。その上、我々の負担はすでに多大で、ほとんど我々の肩に担えないほどだと感じています。

[...]

我々は日々生命の危険にさらされていますが、それは大したことではありません。しかし、それに妻や娘の危険が加わるとすれば、それは到底耐えることはできません。我々は軍人の振る舞いを知っています。今回は別だと区別すべきではありません。武器の間には慎みも節制もないのです。この種の無秩序はあらゆる戦争において自然のことですが、とりわけ内戦時には避けられません。それに、この兵士たちには給料が払われていないことに注意する必要があります。我々の困窮が、彼らにとって当然の不満を引起すのです。もし兵士たちのこの不満が庶民の怒りと一体となり、食糧の高騰や欠乏により燃え上がるなら、誰が略奪を防ぐことができるでしょうか。ですから私はこの提案を採用するほど事態が逼迫しているとは思っていません。

[...]

この市は大きくて住民も多く、我々が塹壕防衛のために出かけるのに十分な人数がそろっています。どうして我々自身で市を守ることができないでしょうか。皆さん、我々にできる限り自分の自由と家族の安全を守ろうではありませんか。[...] 我々の市の自由と安全は、周辺の全ての国にとって唯一の避難所、慰めであり、我々が軍隊駐屯によってそれを失い、我々の家に新しい粗暴な主人を入れるならば、我々自身にとっても近隣の人びとにとっても、残るものは絶望だけでしょう。皆さん、あなたの方の家で従卒たちがあなたの方の宝石箱を壊し、錠をこじ開け、兵士たちがあなたの方の娘に近づいたり妻に言い寄ったりするのを、目にしたいと思いませんか。どうか神のお恵みにより、そんなことになりませんように。^(註56)

上に述べたように、この演説はリーグ急進派les Seizeの決定的反感を買い、Du Vairは他の何人かの高等法院関係者とともにブラックリストに載せられることになるのだが、彼自身そのことについては覚悟の上であったという印象が強い。また、les Seizeの反感を買ったせいか否かは不明だが、彼はその後1593年までかなり長期間にわたり、演説家としては沈黙を守る。

その後の政治情勢は、Henri de Navarreが1590年3月にIvryを陥し、4月にはCorbeilと

Melun を奪う。こうして「パリの連中を兵糧攻めにしてくれよう」と、1590年5月、パリ包囲陣を敷くことになる。Du Vair にとっては、このパリ包囲戦下での省察が、彼の思想家として最も重要な作品『社会の厄災に際しての不動心と慰めについて』を産むことになるのだが、それについては別に論ずる。

注

(1) Du Vair のテキストとしては次の2種類のリプリント版を用いた。

- ① *Les Œuvres du Sr Du Vair Premier President au Parlement de Prouence*, 1614 ; Olms Verlag, 1973 (以下 l'édit. 1614 と略す)
- ② *Les Œuvres de Messire Gvillaume Du Vair Evesque et Comte de Lisieux, Garde des Seaux de France, Derniere Edition, reveue, corrigée et augmentée*, 1641 ; Slatkine Reprints, 1970 (以下 l'édit. 1641 と略す)

(2) 歴史的展開については各種歴史書を参考にしたが、とりわけ次の2書に負う。

- ① Arlette JOUANNA et al., *Histoire et Dictionnaire des Guerres de Religion*, Paris, 1998 (以下 *Histoire et Dictionnaire* と略す)
- ② Georges LIVET, *Les guerres de Religion*, Paris, 1962 ; 邦訳『宗教戦争』二宮宏之・関根素子訳、白水社、1968

(3) René RADOUANT, *Guillaume Du Vair, L'homme et l'orateur jusqu'à la fin des troubles de la Ligue*, Paris, 1907 (以下 RADOUANT と略す)

(4) 親裁座 (lit de justice) とは国王が高等法院の審議に親臨するもので、この場合、国王の裁定に関して高等法院は議案の登録を拒否できなかった。

(5) l'édit. 1614, p.4

(6) *ibid.*, p.2

(7) *ibid.*, p.2

(8) *ibid.*, p.3-4

(9) 5月27日に、国王の名代として Doron がパリ高等法院に公開状を持参したが、その中に36の王令の廃止と近日中の三部会開催が明記されていた。RADOUANT, p.154

(10) l'édit. 1614, p.6

(11) *ibid.*, p.5

(12) *ibid.*, p.5

(13) *ibid.*, p.5

(14) *ibid.*, p.5

(15) *ibid.*, p.4

(16) Pierre de L'Estoile, *À Paris pendant les Guerres de Religion*, Présenté, annoté et mis en français moderne par Philippe Papin, Paris, 2007 (以下 L'Estoile と略す)

(17) l'édit. 1614, p.6-7

(18) *Histoire et Dictionnaire*, p.692-693.

(19) l'édit. 1614, p.7

(20) RADOUANT, p.177

- (21) L'Estoile, p.219
- (22) *ibid.*, p.220
- (23) RADOUANT, p.178
- (24) ローマ教皇庁は Guise 公の殺害より、聖職者である Guise 枢機卿の殺害の方に強く反応した。*Histoire et Dictionnaire*, p.1057
- (25) L'Estoile, p.238-241
- (26) RADOUANT, p.184
- (27) Lettre à Villeroy, août 1594, citée par Charles-Alexandre SAPEY, *Études biographiques pour servir à l'Histoire de l'Ancienne Magistrature Française*, Paris, 1858 (以下 SAPEY と略す)
- (28) l'édit 1614, p.7
- (29) *ibid.*, p.8
- (30) *ibid.*, p.8
- (31) *ibid.*, p.10-11
- (32) *ibid.*, p.10
- (33) *ibid.*, p.11
- (34) *ibid.*, p.12
- (35) L'Estoile, p.247-248
- (36) *ibid.*, p.302
- (37) *ibid.*, p.302
- (38) *ibid.*, p.303
- (39) *Histoire et Dictionnaire*, p.1212
- (40) ガリカニスムについては邦語文献が少ない。簡便なものとしてマルティモール著、朝倉剛・羽賀賢二訳『ガリカニスム』、白水社、1987年がある。特に第5章を参照。
- (41) l'édit. 1614, p.14
- (42) *ibid.*, p.15
- (43) *ibid.*, p.14
- (44) *ibid.*, p.16
- (45) *ibid.*, p.17
- (46) *ibid.*, p.17
- (47) L'Estoile, p.307
- (48) *ibid.*, p.309
- (49) Nicolas de Neufville, Sieur de Villeroy, *Mémoires d'État*, Éditions Paléo, 2004, tome II, p.117
- (50) *ibid.*, p.122-123
- (51) *ibid.*, p.120
- (52) *ibid.*, p.120
- (53) RADOUANT, p.218
- (54) *ibid.*, p.224
- (55) l'édit 1614, p.18
- (56) l'édit 1614, p.18-20